

## 第5回 定例農業委員会議事録

令和5年12月5日(火)午後2時00分より、市役所本庁舎8階 大会議室において、農業委員総会を開催した。

会議の顛末は、次のとおりである。

### 出席委員(17名)

1	中津 正三	8	清水 峰幸	15	桐山 文子
		9	林 新太郎	16	三輪 則夫
3	棚橋 新一	10	高橋 正彦	17	辻元 政博
4	岩井 豊太郎	11	高橋 滋	18	高橋 美和子
5	森 千尋	12	下野 一郎		
6	吉田 和郎	13	田部 恵		
7	柳瀬 美穂	14	吉田 幹夫		

### 欠席委員(2名)

2	佐竹 静		
19	春日井 忠		

### その他の出席者(5名)

安藤事務局長	浅野課長	小野主査
竹中事務局次長	堀主幹	

傍聴人1名

### 議案

議案第588号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第589号 買受適格証明願について

報告第5号 農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について

議長 ただいまから、第5回定例農業委員会を始めたいと思います。  
本日の議事録署名者に、7番 柳瀬委員、14番 吉田委員の両名の方  
にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議がないようですので、ご両名の方にお願いしたいと思います。  
では、ただ今から議案審議にはいります。

議案第588号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議  
題に供します。事務局説明願います。

堀主幹 議案第588号 農地法第3条関係申請明細について、説明させて頂  
きます。

2件提案されております。今回、提案されております申請はいずれも、  
農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しておりま  
す。

1番、所有権移転によります、畑、542㎡でございます。取得後は  
野菜の栽培が行われる予定です。取得後も効率的に利用される  
ものと認められます。

2番、所有権移転によります、田、570㎡でございます。取得後は  
野菜の栽培が行われる予定です。取得後も効率的に利用される  
ものと認められます。(既に現況が畑。)

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定  
してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせてい

ただきます。

議案第589号 買受適格証明願（農地法3条）について、を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹 議案第589号 買受適格証明願（農地法3条）について、説明させて頂きます。

買受適格証明願については、3件申請されています。

農地の競売に参加するためには、買受適格証書が必要となるため、証明願いが出ているものでございます。

農地法第3条関係の買受適格証明願は、農地の取得であり、内容は農地法3条の許可と同じでございます。買受人になった方は、その後改めて、農地法第3条の許可申請をしていただくことになります。

1番、所有権移転によります、田、890㎡でございます。取得後はみかんの栽培が行われる予定です。取得後も効率的に利用されるものと認められます。

2番、所有権移転によります、田、890㎡でございます。取得後はみかんの栽培が行われる予定です。取得後も効率的に利用されるものと認められます。

3番、所有権移転によります、田、339㎡でございます。取得後はみかんの栽培が行われる予定です。取得後も効率的に利用されるものと認められます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

吉田委員 下限面積要件がなくなったのは分かるが、何をもちて適格と判断しているのか。

堀主幹 地域との調和要件、農作業常時従事要件や農機具の保有状況がございしますが、農機具保有状況につきましては見積書、それを履行する資金を確認し、従事日数につきましても9ヶ月間と受けております。

議長 吉田委員、ただいまの説明でよろしいでしょうか

吉田委員 はい

議長 他に、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

報告第5号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、事務局より報告願います。

小野主査 報告第5号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、説明させていただきます。

事務局長専決により、専決処分しました案件について、ご報告させていただきます。

農地法第4条関係届出明細については、3件申請されています。

1番、田、132㎡で、貸駐車場でございます。

2番、田、452㎡で、貸駐車場でございます。

3番、田、73㎡で、貸駐車場でございます。

2ページをお願いします。

農地法第5条関係届出明細については、12件申請されています。

4番、使用貸借権によります、畑、333㎡で、一般個人住宅でございます。

5番、所有権移転によります、田、146㎡で、厨房用品販売業駐車場でございます。

6番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、2,760㎡で、

宅地分譲でございます。

7番、所有権移転によります、畑、557㎡で、貸駐車場でございます。

8番、所有権移転によります、畑、3筆合わせて、444㎡で、一般個人住宅でございます。

9番、所有権移転によります、畑、127㎡で、家具販売業駐車場でございます。

10番、所有権移転によります、田、407㎡で、建築業資材置場でございます。

11番、所有権移転によります、田、2,538㎡で、宅地分譲でございます。

12番、所有権移転によります、田、4,78㎡で一般個人住宅でございます。

3ページをお願いします。

13番、使用貸借権によります、田、359㎡で、一般個人住宅でございます。

14番、使用貸借権によります、畑、488㎡で、一般個人住宅でございます。

15番、所有権移転によります、田、509㎡で、飲食業店舗でございます。

続きまして、買受適格証明願について、説明させていただきます。

買受適格証明願については、2件申請されています。

農地の公売に参加するためには、買受適格証書が必要となるため、証明願が出ているものでございます。

農地法第5条関係の買受適格証明願は、転用目的であり、内容は農地法5条の届出と同じでございます。買受人になった方は、その後改めて、農地法第5条の届出をしていただくこととなります。

16番、所有権移転によります、田、628㎡で、宅地分譲でございます。

17番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、338㎡で、宅地分譲でございます。

続きまして、農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願について、

説明させていただきます。

農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願については、8件申請されています。

3年毎に納税猶予の継続届出書を税務署に提出することとなっておりますので、継続証明願いが申請されているものです。

申請されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しましたところ、適正に管理され、引き続き耕作が行われる見込みのある方でございます。

18番、田、4筆合わせて、3,243㎡でございます。

19番、畑、3筆合わせて、480㎡でございます。

4ページをお願いします。

20番、田、3筆合わせて、4,506㎡でございます。

21番、田、698㎡でございます。

22番、田、2筆合わせて、1,471㎡でございます。

23番、畑、3筆合わせて、779㎡でございます。

24番、畑、2筆合わせて、1,004.23㎡でございます。

25番、田、池沼（現況：畑）、15筆合わせて、10,343㎡でございます。

続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出明細について、説明させていただきます。

農地法第3条の3第1項の規定による届出明細については、15件届出されています。

5ページをお願いします。

農地法の改正に伴い、相続などによる権利取得については、農地法の許可を要しない代わりに、権利取得者が農業委員会に届出をしなければならず、届出がなされたものでございます。

（相続、包括及び特定遺贈、遺産分割、時効取得、法人の合併、分割）

26番、原野（現況：畑）、畑、田、26筆合わせて、12,565㎡でございます。

6ページをお願いします。

- 27番、畑、田、15筆合わせて、8,960㎡でございます。
- 28番、田、畑、11筆合わせて、8,445㎡でございます。
- 29番、田、244㎡でございます。
- 30番、田、畑、2筆合わせて、782㎡でございます。
- 31番、田、畑、4筆合わせて、2,222㎡でございます。

7ページをお願いします。

- 32番、畑、田、5筆合わせて、1,840㎡でございます。
- 33番、畑、578㎡でございます。
- 34番、田、畑、3筆合わせて、1,936㎡でございます。
- 35番、畑、2筆合わせて、477㎡でございます。
- 36番、田、2筆合わせて、29㎡でございます。
- 37番、田、2筆合わせて、257㎡でございます。
- 38番、田、1,455㎡でございます。
- 39番、田、6筆合わせて、4,289㎡でございます。

8ページをお願いします。

- 40番、田、3筆合わせて、2,566㎡でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ただいま報告いたしましたとおり、専決処分をさせていただきましたので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

これをもちまして、本日の農業委員会を終わらせていただきます。

午後2時16分閉会

上記のとおり、記載に相違ないことを証明し、ここに署名する。

令和5年12月8日

議長 岩井豊太郎

議事録署名者

柳瀬夫穂

議事録署名者

吉田幹夫